

# 山口 TLO の活動状況と展望について

会員 中嶋 和昭

## 要約

筆者は、「スーパー TLO 事業」(2/3 国庫補助)における育成人材として山口 TLO に雇用され、1 年弱当社に在籍している。山口 TLO については、既に何度か本誌を含む雑誌等で紹介されており、概要についてはご存知の向きも多いかと思う。地方 TLO の雄として高い評価を受けている反面、地理的なハンディキャップ、資金・人材確保の困難性等、多くの TLO に共通する課題に直面しているのもまた事実である。これまでの当社の「公式見解」とは若干趣を異にするかもしれないが、筆者なりの視点から、山口 TLO の「これまで」と「これから」を総括してみた。

## 目次

1. はじめに
2. 山口 TLO の現状
  - 2.1 山口 TLO の概要および設立の経緯
  - 2.2 山口 TLO の人員構成
  - 2.3 山口大学との連携体制
  - 2.4 山口 TLO の技術移転活動および実績
  - 2.5 技術移転以外の業務
3. 山口 TLO の展望と今後の課題
4. 最後に  
.....

### 1. はじめに

本誌 2005 年 12 月号において「TLO の知財管理と弁理士」という特集が組まれたばかりではあるが、たまさか常勤社員として承認 TLO に籍を置いている中国支部員であるということで、本稿の執筆を仰せつかった次第である。知財のプロとして大学の産学連携を外部から支える専門家としてではなく、あくまで一社員として TLO の経営全般に関わる雑務に奔走する日々を送り、「TLO の弁理士に対する期待」とはある意味かけ離れた部分で TLO に関与する筆者から見た山口 TLO の活動状況および今後の展望・課題について、自分なりの視点でまとめてみたい。したがって、本稿はあくまで筆者の私見であり、当社の公式見解ではない。念のためお断りしておく。

## 2. 山口 TLO の現状

### 2.1 山口 TLO の概要および設立の経緯

山口 TLO (有限会社山口ティー・エル・オー) は、

山口大学常盤キャンパス (山口県宇部市) の山口大学地域共同研究開発センター内にオフィスを構える、全国で 5 番目に事業計画の承認を受けた承認 TLO である (平成 11 年 11 月設立, 平成 11 年 12 月 9 日承認)。資本金は 400 万円で、山口大学の全学部の教官からの出資 (一口 5 万円) によるものである。地方 TLO としてはいち早く、しかも大学教官主導で設立されたことは当社の大きな特徴であるが、その背景として、産学連携・地域貢献への大学の取組みの蓄積があったことは、本誌 2004 年 12 月号に掲載された当社古川取締役のインタビュー記事 (p.12~16) にあるとおりである。

技術移転実績については後述するが、設立後 2 年目から黒字に転じ、ここまでのところ業績は、数字上「順調」に推移している。平成 16 年 6 月には特定分野重点技術移転事業 (いわゆるスーパー TLO 事業) の事業者の認定を受け、中国・四国・九州を中心とする地方の TLO と共同で、技術移転手法に関する研修会、各種展示会への共同出展等の、地方 TLO の技術移転実績向上に向けた取組みを行っている。筆者は、本事業における新規育成人材として平成 17 年 3 月に当社に採用された。

### 2.2 山口 TLO の人員構成

大学という組織の特殊性を十分理解した上で経営戦略の立案・実行を適切に行うとの観点から、当社取締役のうち、代表取締役 (山口大学名誉教授)、監査役 (山

口銀行顧問)を除く4名は、山口大学教官が兼業(無給)でこれに当たっている。役員以外の職員は、企業OB2名(非常勤)、大学事務官OB1名(常勤)、特許流通アドバイザー2名((社)発明協会より派遣、常勤)、NEDO産業技術フェローシップ事業養成技術者(NEDOフェロー)4名(常勤)、事務補助員3名(常勤)、そして特定分野重点技術移転事業新規雇用育成者1名(筆者、常勤)の計13名(うち技術移転スタッフ9名)である(平成17年12月21日現在)。

### 2.3 山口大学との連携体制

大学教官主導で設立されたという経緯もあり、当社は学内組織との緊密な連携体制の下で、山口大学の知財・営業部門の一角として技術移転活動を遂行している。

山口大学の産学公連携戦略の下で、その重要な担い手としてTLOを位置づけ、その業務について支援・助言を行うための組織として、産学公連携・創業支援機構にTLO専門部会が設置されている。また、リエゾン活動およびこれに付随する共同研究契約に関する事務作業については、地域共同研究開発センター(CRC)および学術研究部研究協力課と連携して遂行している。

山口大学の国立大学法人化(平成16年4月)後は、知的財産権が原則機関帰属となったことを受けて、特許出願および管理業務は山口大学知的財産本部が行っており、当社は知的財産本部より大学法人出願に係る案件の技術移転業務について委託を受けこれを遂行している。関係機関が同一フロアにある利点を活かした緊密な連携体制の確立が当面の大きな課題である。

### 2.4 山口 TLO の技術移転活動および実績

当社が本格的に特許出願業務を開始した平成12年2月以降、当社が特許を受ける権利を譲り受け、特許出願を行った案件は161件、うち特許された案件は13件である(共に企業等との共願を含む)。その他、プログラム著作権5件が技術移転対象となっている。また、大学法人からの特許出願は200件に達している(数字はいずれも平成17年12月21日現在)。

技術移転候補先の絞込みに際しては、発明者である大学教官へのヒアリングを通じて、学会等の際にアプローチしてきた企業、共同研究や奨学寄附金等を通じて関連のある企業に関する情報の把握を特に重視して

いる。こうした教官の保有する情報の活用に加え、可能な限り教官にも積極的に技術移転活動に関与していただくことで、限られたリソースを有効に活用しつつ、効率的に技術移転活動を行うことに努めている。

つまるところ、知的財産を通して、大学教官と企業等を繋ぐことが技術移転活動の本質とも考えられるため、これはある意味では理にかなった考え方ではないかと愚考する次第である。

幸いにも、こうした大学が一丸となった取組みが功を奏してか、これまでのところ技術移転収入は順調な伸びを見せており、平成17年12月21日現在、技術移転件数84件、ライセンス料収入の累積は約4366万円である。年度別では、平成15年度、16年度共に1,000万円を上回るライセンス料収入があり、平成17年度の最終見込み額は約1,630万円である。ただし、このうち、大学、発明者および発明者の所属する研究室への配分後にTLOの手許に残る「売上」は、このうち20%である。

前出の古川取締役のインタビューにもあるとおり、この大部分は古川取締役の研究成果(土砂災害の非線形発生限界線等の設定方法およびそれを用いた警戒避難システム)に係る特許権およびプログラム著作権の複数企業へのライセンスによりもたらされたものである。今まで特許とは無縁であった土木分野において独占による利益が享受できるというメリットや、当該技術が国の標準技術に採用されたこと等が、比較的多額のライセンス収入につながった要因であると考えられる。

この金額が、技術移転活動のアウトプットとして十分な金額であるかはさておくとして、プロパー人材の雇用のための人件費や今後増加する出願審査請求費用の確保、承認TLOに対する各種支援・優遇施策が見直される中での自立経営に向けた基盤整備、さらには「大学の研究成果の社会還元」という大学の産学連携における使命(ミッション)に対するアウトカムという観点からすると、より多くの案件についてライセンス料収入(特にランニングロイヤリティ)を得るための努力が不可欠である。現在、若手の常勤職員が多いという当社の利点を生かして、一方の顧客である大学教官に対する「営業活動」一顔を覚えてもらい、信頼関係を確立する一を展開しているところである。上述したとおり、当社は、技術移転活動において教官の知恵を活用し、場合によっては技術移転そのものに積極

的に関与していただくことを重視しており、そのためには、教官との信頼関係の構築が不可欠だからである。また、展示会等への出展、自社ウェブサイトでの案件紹介や開放特許データベースへの登録等の広報活動を、CRC や他の TLO と共同で積極的に展開してきた結果、問い合わせ件数は明らかな増加傾向にある。また、山口大学東京リエゾンオフィスに配置されたコーディネータの活用等を通じて、多くの企業が集中する大都市圏での営業基盤の強化を進めているところである。

多くの TLO と同様に当社も会員制を採用しており、県内企業を中心に現在 72 社の会員を有している。地方大学の使命である地方産業の振興という観点からも、また会員サービスの充実という観点からも、会員ニーズを把握し、それにマッチした技術シーズの提供にも今後力を入れて行く必要がある。

## 2.5 技術移転以外の業務

営利法人である以上、黒字を出し、それを維持することは至上命題であるが、必ずしも現実のビジネスを想定して創出されるものではなく、ビジネスプラン、コストに対する意識、ノウハウ等を伴うことが少ない大学発の知的財産の移転のみでは、いわゆる「ホームラン特許」が出ない限り、残念ながら会社の維持を図ることすら困難である。何を会社存続のための収益源とするかは、会社形態を取る TLO にとって最も大きな経営課題である。「本業」たる技術移転業務に最も近いものとしては、産学連携型の補助・委託事業（国、自治体等の競争的資金）の管理法人業務を通して、大学と企業等との共同研究をコーディネートし、共同研究先企業に確実に活用していただける知的財産権の創出を図ることが挙げられる。当社はこれまで、地方経済産業局の委託事業である地域新生コンソーシアム事業、NEDO の助成事業である大学発事業創出実用化研究開発事業（通称「マッチングファンド」）等の管理法人業務を担当してきた。現在は特に後者に重点的に取り組み、CRC と共同で案件の発掘に務めているが、企業にも応分に費用負担が求められる事業であることから、地方ではパートナー企業の発掘が困難であるという課題もある。

その他、大学教官が企業運営に深く関与していることを活かして、技術移転人材育成事業にも力を入れている。NEDO の産業技術フェローシップ事業は、TLO

の実務の担い手を確保するためにも有用な事業である。また、大学の知財活動における「未利用資源」たる学生の有効活用を図るためのカリキュラムや活用戦略を検討することを目的として、独立行政法人工業所有権情報・研修館より、「技術移転人材育成 OJT プログラムの調査研究」の実施法人に 3 年連続で選定され、大学における研究課題策定、研究成果の特許化・技術移転戦略策定に有用な特許マップの作成手法の教育プログラムの開発を行っている。

また、これらの事業を通して蓄積されたノウハウを活用して、平成 17 年度より、経済産業省の委託事業である産学連携製造技術中核人材育成事業の管理法人業務を受託している。筆者は現在、専らこれらの補助金関連業務に従事している。

## 3. 山口 TLO の展望と今後の課題

当社は、ライセンス実績および経常収支の面で、地方 TLO としては健闘している部類に属するとの比較的高い評価をいただいているが、その陰には、無給で会社運営に取り組んできた、当社取締役である山口大学教官の身を削るような努力に負うところが大きい。それが、第 1 フェーズにおける成功をもたらし、各種補助金獲得において実績として有利に作用していることは、その恩恵に浴する者として深く感謝すると共に敬意を表する次第である。しかしながら、大学法人化およびそれに伴う知的財産権の機関帰属、産業基盤整備基金の終了、各種支援策の縮小等の TLO を取り巻く環境変化に対応しつつ組織の存続、発展を図るためには、専任の取締役の確保が必要な時期に来ていると考える。しかし、人件費の確保や、教官が兼業する場合には、専任期間中の業績を適切に評価し昇任等において不利益が生じないようにする必要等、その実現のためには数々の課題がある。

また、期限付きを前提とする補助事業等に依存するのみではなく、自己資金による長期雇用を前提とする人材の確保・育成についても真剣に考えるべきであろう。特に NEDO フェローに関しては、3 年間育成して戦力として成果が期待できる頃になって、他機関へと「卒業」して行く姿を見るにつけ、蓄積したスキルや人脈の散逸、新規採用した人材の教育に要するコストと手間とを考えると、勿体ないと思わざるを得ない。

いずれについても、財源確保が重要な課題であり、

その解決が容易でないのは承知の上ではある。場合によっては、大学や自治体等から追加投資を受ける、他の TLO 等との連携・棲み分け等による分野の絞り込み、知財本部や CRC との統廃合等の思い切った方針転換も必要かもしれない。国立大学法人に係る特許関係費用の免除期間（産業技術力強化法附則第 3 条）が終了する平成 19 年度以降の予算確保の問題や、知的財産本部整備事業があと 2 年を残すのみとなった現状を考えると、山口大学として将来にわたり現状の規模の産学連携関連組織を維持することは不可能である。当社としても、大学との関係も含めた中長期的視点に立って、教官の献身的努力に過度に依存しない、真の意味での民間企業へと脱皮を果たすための重要な転機に差し掛かりつつある。

いずれにせよ、これら諸問題の解決に「特効薬」、「王道」は存在しないであろう。我々としては、大学および（地元）企業という双方の顧客に対する地道な営業活動を通して、大学の「知」の社会への還元において貢献することを考えている。

展望よりも課題が先に立った愚痴めいた抽象論に終始してしまったのは、ひとえに筆者の力量不足によるものである。当面は、補助金管理という弁理士の専権業務範囲から逸脱した部分で TLO の屋台骨を支えつ

つ、技術移転業務を側面から支援する日々を通して、今後の生き残り策を模索して行きたい。

#### 4. 最後に

筆者は、諸般の事情により残念ながら 3 月 17 日付けで当社を去り、同時に中国支部を離れることとなった。山口 TLO、本会中国支部の双方に対して、殆ど貢献らしい貢献もできぬまま去ることになったのは誠に心苦しい限りである。今後は、地方で活動する一弁理士として、大学および地元中小企業の立場を理解した上で、彼等のニーズを高い次元で満足させることのできるサービスを提供することができるよう精進する所存である。

筆者は、公設試験研究機関の研究職、研究企画職を経て、弁理士試験合格を機に TLO に転じたという経歴を持ち、技術移転関連業務に様々な立場で関わってきた。その経験や人脈も活かしつつ、大学、TLO や研究機関に対する支援には今後とも積極的に関与したいと考えている。

最後に、山口 TLO および山口大学の関係機関の皆様には、これまでのご指導、ご鞭撻について感謝すると共に、知恵と工夫で困難を克服され新たな黄金時代を築かれることを期待したい。

(原稿受領 2006.1.10)